

藤井寺市建設工事請負等業者選定委員会要綱

藤井寺市建設工事請負等業者選定委員会要綱

(目的)

第1条 本市における建設工事請負及び工事に伴う測量・調査・設計・監理・その他建設コンサルタント業務の契約（以下「建設工事請負等契約」という。）に関し、請負又は委託業者の選定について公正を確保するため、藤井寺市建設工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び所掌事務)

第2条 委員会は、第1、第2、第3に区分して設置するものとする。

2 前項に定める各委員会の委員は、別表の委員の欄に掲げる職にあるものをもって充てるものとする。

3 第1項に定める各委員会に委員長を置き、委員のうち別表の委員長の欄に掲げる職にあるものをもって充てるものとする。

4 第1項に定める各委員会の所掌事務は、別表に掲げるものとする。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総括する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、自らその議長となるものとする。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないものとする。

(関係職員の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができるものとする。

(持ち回り審査)

第6条 委員長は、急施を要する要件で委員会を開催するいとまがないと認めるときは、会議の開催を省略して持ち回りにより審査に替えることができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めがあるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会の区分	委員	委員長	所掌事務
第1	副市長	副市長	設計金額が1件9,000万円以上の建設工事請負等契約について、一般競争に付そうとする場合における競争参加資格及び競争参加希望者の競争参加資格の有無並びに指名競争に付そうとする場合における競争参加者の指名並びに随意契約によろうとする場合の相手方の選定とそのそれぞれの場合における契約条件について審議し、決定する。
	教育長（事業主管部が教育部の場合に限る。）		
	総務部長		
	工事担当部長		
	事業主管部長		
	総務部次長		
第2	総務部長	総務部長	設計金額が1件3,000万円以上9,000万円未満の建設工事請負等契約について、一般競争に付そうとする場合における競争参加資格及び競争参加希望者の競争参加資格の有無並びに指名競争に付そうとする場合における競争参加者の指名並びに随意契約によろうとする場合の相手方の選定とそのそれぞれの場合における契約条件について審議し、決定する。
	都市整備部長		
	総務部次長		
	都市整備部次長		
	総務課長		
	契約検査課長		
	工事担当課長		
	事業主管課長		

委員会の区分	委員	委員長	所掌事務
第 3	総務部次長	総務部次長	設計金額が 1 件 3,000 万円未満の建設工事請負等契約について、一般競争に付そうとする場合における競争参加資格及び競争参加希望者の競争参加資格の有無並びに指名競争に付そうとする場合における競争参加者の指名並びに随意契約によろうとする場合の相手方の選定とそのそれぞれの場合における契約条件について審議し、決定する。
	都市整備部次長		
	総務課長		
	契約検査課長		
	資産活用課長		
	下水道工務課長		
	まち建設課長		
	事業主管課長		